

## (記入例)

様式第1 (第18条関係)

(表面)

### 指定給水装置工事事業者指定申請書 (新規・更新)

太宰府市長 殿

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 氏名又は名称 ○○○株式会社 印  
住所〒○○○-○○○ ○○県○○市○○○  
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○○  
TEL ○○○-○○○-○○○

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定をうけたいので、  
同法第25条の2第1項の規程に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
(法人の場合) 登記事項証明書の役員の氏名を もれなく記入すること	
(個人の場合) 代表者名を記入すること	
事業の範囲	(法人の場合) 登記事項証明書の「目的」をもれなく記入すること (個人の場合) 営業している事業をすべて記入すること
機器器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	〇〇〇株式会社
上記事業所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
太宰府 太郎	第〇〇〇〇〇号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## (記入例)

別表 (第18条関係)

### 機 器 器 具 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ カッター ステンレス切断工具	VP・PP・GP用	2本 各1丁 1ヶ	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器 やすり 面取器	大・小  VP・PP用	各1台 2ヶ 2ヶ	
接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ モンキースパナ	25cm・35cm・45cm 25cm・37.5cm	1台 各2丁 各2丁	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	圧力 2.5MPa 電動	1台	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機器器具」、「管の加工用の機器器具」、「接合用の機器器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## (記入例)

様式第2 (第18条及び第34条関係)

### 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 氏名又は名称 ○○○株式会社

住 所 ○○県○○市○○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○○ 印

太宰府市長 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# (記入例)

様式 (第22条関係)

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

太宰府市長

殿

令和〇年 〇月 〇日

届出者氏名又は名称 〇 〇 〇株式会社 印  
住 所 〇〇県〇〇市  
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

**選任**

の届出をします。

解任

当該給水区域で給水装置工事の事業を行なう事業所の名称	〇 〇 〇株式会社	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
太宰府 太郎	第〇〇〇〇〇号	令和〇年〇月〇日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## (記入例)

### 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

指名又は名称 ○○○株式会社  
○○○-○○○  
郵便番号、住所 ○○県○○市○○○  
代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○○  
電話番号 ○○○-○○○-○○○

#### 提出先の水道事業者（水道事業等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可）
令和○年 ○月 ○日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由） ※非公表

#### 指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称・所在地・電話番号（お客様対応用）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可）
名称：○○○株式会社 電話番号：○○○-○○○-○○○
所在地：○○県○○市○○○
休業日・営業時間（公表：可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可）
休業日： 日曜日、年末年始（12/30～1/3） 営業時間： 午前9時から午後18時
対応工事種別（該当部に○をつけて下さい。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可）
新設：戸別住宅・ <input checked="" type="radio"/> 共同住宅・その他（ ）・不可
改造： <input checked="" type="radio"/> 戸別住宅・共同住宅・その他（ ）・不可
修繕： <input checked="" type="radio"/> 可（漏水調査： <input checked="" type="radio"/> 可・不可）・不可
その他（浄水器設置工事等）

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いいたします。

# (記入例)

## 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績確認

### 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施工規則第36条

法第25条の8の規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4. 給水装置工事技術者等及び他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体名	受講年月日
太宰府 太郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和〇年〇月〇日
太宰府 太郎	自社内研修 給水装置工事の施行に関する研修 (水道法の再確認、給水装置の維持管理)	令和〇年〇月〇日
上記の内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		
<input checked="" type="radio"/> 可                      不可		

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

# (記入例)

## 技能を有する者の状況確認

### 過去1年以内の給水装置工事に従事した適切に作業を行うことができる技術を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置工事業の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技術を有するものを従事させ、又はその者に当該工事業に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
太宰府 太郎	○	○	配管技能講習会登録者	R〇年
A社員	○	×		R〇年
上記の内容の公表の可否(公表には、ホームページへの掲載を含みます。)				
		可	不可	

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

(配水管からの分岐～水道メーター)の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。



(記入例)

様式第10 (第34条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届書

太宰府市長 殿

令和〇年 〇月 〇日

〇〇〇株式会社

届 出 者 代表取締役 〇〇 〇〇〇 印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇〇加 <sup>カ</sup> シカ <sup>シ</sup> ヤ 〇〇〇株式会社		
住 所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
フリガナ 代表者の氏名	<sup>タ</sup> 化 <sup>ホ</sup> ト <sup>ト</sup> リ <sup>リ</sup> マ <sup>マ</sup> ヤ <sup>ヤ</sup> 代表取締役 〇〇 〇〇〇		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
名 称	〇〇〇株式会社	×××株式会社	令和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇〇	〃
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇〇	代表取締役 〇〇 〇〇〇	〃

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## (記入例)

様式第 11 (第 35 条関係)

指定給水装置工事事業者  
廃止  
休止  
再開  
届出書

太宰府市長 殿

令和〇年 〇 月 〇 日

〇〇〇株式会社  
届出者 代表取締役 〇〇 〇〇〇 印

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事事業者の ~~廃止~~ 休止 再開 の届出を  
します。

フリガナ 氏名又は名称	〇〇〇 株式会社 〇〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇〇
(廃止・休止・再開) の 年 月 日	令和〇年〇月〇日
(廃止・休止・再開) の 理 由	給水装置工事事業者の廃止

# (記入例)

## 太宰府市指定給水装置工事事業者リストの

### 公表に関する同意書

令和〇年 〇月 〇日

(あて先)

太宰府市水道事業管理者

氏名又は名称 〇〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇〇 (※)

(※) 法人の場合、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は名押印して下さい。

私は、太宰府市水道事業管理者(以下「管理者」という。)がお客さまの利便性向上に資することを目的として、太宰府市指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。)の事業に関する情報を掲載した太宰府市指定給水装置工事事業者リスト(以下「指定事業者リスト」という。)を太宰府市ホームページ等で公表することについて、下記の事項を確認しましたので同意します。

#### 記

(指定事業者リストへの掲載に係る手続き)

第1条 指定事業者は、次の各号の申請を行う場合に、併せて指定更新時確認事項等を管理者に提出する。

- (1) 水道法第16条の2の指定を受けるため申請を行う場合
- (2) 同法第25条の3の2の指定の更新を受けるため申請を行う場合

(指定事業者リストに掲載する情報)

第2条 指定事業者リストには、次の各号に掲げる情報を掲載する。

- (1) 指定番号及び指定日
- (2) 指定事業者の名称
- (3) 事業者の所在地
- (4) 事業者の電話番号(ただし、お客様対応用に限る)
- (5) 休業日及び営業時間
- (6) 対応可能なエリア
- (7) 対応可能な業務内容
- (8) 講習会等の受講実績

(指定事業者リストの掲載内容に関する責務)

第3条 指定事業者リストに掲載される内容について、指定事業者は次の各号の責務を負う。

- (1) 前条で記載される内容について、確実に対応できる体制を整備すること
- (2) 掲載される電話番号は、営業時間内において常時連絡が可能であること

(指定事業者リストの掲載内容変更)

第4条 指定事業者は、指定事業者リストの掲載内容に変更があった場合は、速やかに指定更新時確認事項(様式 )を管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の指定更新時確認事項の提出があった場合、速やかに指定事業者リストへ反映する。
- 3 第2条第1号から第3号の事項については、水道法第25条の7に基づき、給水装置工事事業者指定事項変更届出書を管理者に提出することにより、前項の提出がなくても変更される。

(指定事業者リストからの削除)

第5条 指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストから当該指定事業者の情報を削除する。

- (1) 水道法第25条の3の2の規定により指定の効力を失った場合
- (2) 同法第25条の7の規定により事業を廃止した場合
- (3) 指定給水装置工事事業者規程第8条の規定により指定の取り消しを受けた場合

(指定事業者リストの公表)

第6条 管理者は必要に応じて指定事業者リストに掲載される情報をホームページ等で公表する。また、ホームページ等で公表した指定事業者リスト(以下「公表リスト」という。)の提供の要請があった場合、電子又は紙で提供することができる。

2 指定事業者が次の各号に該当する場合、管理者は指定事業者リストの第2条第4号から第8号の事項について、当該指定事業者の情報を非公表とする。

- (1) 同法第25条の7の規定により事業を休止した場合
- (2) 指定給水装置工事事業者規程第7条の規定により事業を休止した場合
- (3) 公表を拒否した場合

3 前項の規定により、非公表になった指定事業者が、次の各号に該当する場合、管理者は当該指定事業者の情報を再度公表する。

- (1) 水道法第25条の7の規定により給水装置工事事業者再開届を管理者へ提出した場合
- (2) 指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により指定の効力を停止され、その停止期間を経過した場合
- (3) 公表を希望した場合

4 前項第3号は、第2項第3号の規定により非公表にした場合のみ適用とする。

(経過措置)

第1条 令和元年9月30日以前に指定を受けた指定事業者については、次の各号のとおり指定事業者リストに情報を掲載する。

- (1) 第2条第1号から第4号の事項は、管理者が把握している内容を掲載する。
- (2) 第2条第5号から第8号の事項は、更新手続き前のため「データなし」と掲載する。

2 指定事業者は、前項の掲載内容の変更を希望する場合、第4条を準用し、随時変更することができる。